

経済的支援に関する検討会 国民からの意見募集提出意見に対する対応方針(案)

資料1

- 平成19年6月20日から7月19日までの間、内閣府ホームページ、郵送、ファックスにより、3検討会合同で国民からの意見募集を実施。
- 経済的支援に関する検討会 中間取りまとめに対しては、26の個人・団体から47件の意見が寄せられた。これらに対する対応方針(案)は次のとおりである。
- なお、寄せられた意見のなかには、新制度ないし他制度の運用上心得えるべき点を指摘しているものもあるので、それらについては、担当の部署に申し継ぐこととしたい。

提出意見の概要	提出意見に対する対応方針(案)
1. 取りまとめ全体に関するもの(3件)	
● 中間取りまとめ全体には、総合的な視点が欠如している。委員交代も含めて再考すべき。(1) ● 見直しの姿勢が感じられない。(2)	本検討会は、犯罪被害者、支援者、弁護士、医療関係者、学者など様々な分野の有識者及び関係省庁の局長級職員が構成員となっており、中間取りまとめに至るまで計16回にわたり開催され、様々な視点から精力的に調査審議を重ねてきたものであり、御指摘はあたらないものと考え
● 一般財源の具体的内容を詰める必要がある。(3)	給付財源の確保については、その重要性に鑑み、本検討会としても種々検討し、出来るだけの表現で提言が取りまとめられたところである。一般財源からどのように支援が行われるかについては、今後予算要求等において具体化されていくものとする。
2. 経済的支援の理念に関するもの(1件)	
● 経済的支援の根拠について、「社会の連帯共助の精神」のみに求めるのではなく、「尊厳にふさわしい処遇を保障される権利」に由来するものであることを、明確にするべき。(4) 中間取りまとめを報告した際の基本計画推進専門委員会等会議において「尊厳ある自立を支援する」という表現を改め、「経済的支援を行い、尊厳を守る」とするべきとの御指摘が一件あった。	本検討会において十分に議論がなされ、その結果が、中間取りまとめ第2 1(1)「理念・目的」に盛り込まれている。

提出意見の概要	提出意見に対する対応方針(案)
3. 経済的支援の内容に関するもの(8件)	
● 重度の後遺障害や遺児を救済するための給付金引き上げは行うべきだが、それ以外については現行どおりとすべき。(5) ● 自営業で犯罪被害に遭い、営業を継続することが困難になった場合の補償が必要。(6) ● 被害者のための特別の年金制度の創設が望まれる。(7)(8) ● 給付金の実際の支給額が自賠責並となるようにするべき。(9) ● 精神的・経済的被害の大きい被害者・遺族の経済的支援の内容を重く考えるべき。(10) ● 一生続く可能性のある精神的な治療費の補助を考えてほしい。(11) ● 保健所の心の健康相談などとも連携しつつ、地域の拠点に相談窓口を開設して、そこに予算を投入することも考えてほしい。(12)	支援の内容については、様々な意見があり、本検討会において既に議論がなされ、取り上げるべき点は取り上げ、その結果が、中間取りまとめ第2 1(2)「給付水準の引き上げ指針」に盛り込まれている。 地域におけるカウンセリングについては、対応する施策が中間取りまとめ第2 2(2)「臨床心理士、犯罪被害相談員等によるカウンセリング・相談」において盛り込まれている。また、相談窓口については、犯罪被害者等基本計画 第4 1(1)において、「地方公共団体に対する総合的対応窓口の設置等の要請等」の施策が盛り込まれているところである。

提出意見の概要	提出意見に対する対応方針(案)
4. 経済的支援の手続・給付方法・管理・運営に関するもの(9件)	
● 損害賠償との併給調整は必要ない。(13)	本検討会において既に議論がなされ、その結果は、中間取りまとめ第2 3(1)「併給調整」に盛り込まれている。
● 遡及適用 ・被害に遡って補償すべきである。(14) ・加害者が不作為による継続的不法行為を行っている場合や、明らかに二次被害を与えているような場合に遡及適用を否定することは公正さを欠く。(15) ・遡及適用しないという結論だけを前面に押し出すのではなく、アナウンスにおける被害者への二次被害だけは避けてほしい。(16)	ご意見のような趣旨を踏まえ、本検討会において既に議論がなされ、その結果が、中間取りまとめ第2 3(1)「遡及適用」の表現になっている。
● 給付の迅速化 ・申請の手続面での簡素化など、被害者の負担を軽減すべき。(17) ・被害後できるだけ早く給付金が支給されるようにしてほしい。(18)	本検討会において既に議論がなされ、その結果は、中間取りまとめ第2 3(2)「給付の迅速化」に盛り込まれている。
● アドバイザー制度 ・早急に、育成や資格制度の整備を進めてほしい。(19) ・民間支援組織ではなく、市町村や社会福祉協議会を核にした地域福祉の専門家のネットワークの充実に予算投入すべき。(20)	本検討会において既に議論がなされ、その結果は、中間取りまとめ第2 3(3)「経済的支援に関するアドバイザー制度」に盛り込まれている。
● 支給を受ける権利の順位について、離婚した配偶者との間に子がいる場合など、実生活を考慮して支給を行うべき。(21)	配偶者・子という給付を受ける権利の順位は、他の制度でも同様であり、民法上の一般原則であるから、これを変えることは困難である。

提出意見の概要	提出意見に対する対応方針(案)
5. 経済的支援の対象に関するもの(1件)	
● 国外で被害を受けた日本人も給付の対象に含めるべき。(22)	本検討会において既に議論がなされ、その結果は、中間取りまとめ第2-4「経済的支援の対象について」に盛り込まれている。
6. 損害賠償に関するもの(3件)	
● 損害賠償の民事訴訟に勝訴しても、結果としてその後の生活の保障がなされていないのであれば、何のための被害者への損害賠償なのかと思う。被害者にはしっかり国で補償すべき。(23) ● 求償権行使については、実効性の担保が期待できないというだけで、求償について加害者無答責になってしまう点は疑問を感じる。実効性とは別に責任の所在は明確にすべき。(24)	様々な意見のあることを踏まえ、本検討会において既に議論がなされ、その結果、中間取りまとめ第2-6(1)「損害賠償債務の国による立替払及び求償等の是非」のなかに盛り込まれている。
● 障害のある児童の損害賠償を一般と同等にすべき。(25)	損害賠償請求における逸失利益の算定については、個別の裁判において判断されるべきものであると考える。
7. 弁護士費用に関するもの(18件)	
● 被害直後からの弁護士による無償支援が必要。(26)(27)(28)(29)(30) ● 全国どこでも無料で弁護士に相談できるよう、各県弁護士会に公費で助成してほしい。また、法テラスにおいて紹介される精通弁護士との1回目の相談料を無料にしてほしい。(31) ● 民事法律扶助事業・犯罪被害者等法律援助事業について、償還を要しない交付制の導入や支給額の引き上げが検討されるべき。(32) ● 犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度の導入に伴い、公費による弁護士選任の制度を是非実現してほしい。(33)(34)(35)(36)(37)(38)(39)(40) ● 刑事裁判の成果を利用した損害賠償請求でも、公的弁護士と同じ弁護士を選任できるようにしてほしい。(41)(42)(43)	この問題については多くの意見が出されたところであるが、本検討会においても既に議論がなされたところであり、その結果は、日本司法支援センターのより充実した活動に期待しつつ、中間取りまとめ第2-6(2)「公費による弁護士選任(被害直後から)、損害賠償費用の補償」のとおり取りまとめられたところである。 「犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度」の導入に伴う公費による弁護士選任については、先の国会で関連法案が可決成立し、「資力の乏しい被害者参加人も弁護士の法的援助を受けられるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする」旨の附則が規定されるなどの情勢の変化を踏まえ、所要の修文を行うこととしたい。

提出意見の概要	提出意見に対する対応方針(案)
8. その他(4件)	
● 外国人が犯罪を犯した場合、ODAの中から一定額を給付の財源として減額し、支援の財源の一部としてほしい。(44)	ODAの一部を財源とするのは、理屈上も、現実上も困難と考える。
● 労災のアフターケアを受けたところ、生命保険などの保険を購入できなくなった。仮に事件前に購入していた場合、保険金の支払がなされるのか明確にしてほしい。(45)	事件前に保険を購入した場合、一般的には保険金の支払は可能と考えられる。なお、犯罪被害者等基本計画 第1 1(8)において、「保険金支払いの適正化等」の施策が盛り込まれているところである。
● 労災のアフターケア制度は不十分であり、サリン被害者が訴えている「身体の極端な疲れ」「頭痛や手足のしびれ」の症状に対する抜本的対策と実施をのぞむ。(46)	御指摘の点については、因果関係の問題と考えられ、個別のケースにより判断されるものと考えられる。なお、犯罪被害者等基本計画 第2 1(13)において、「犯罪被害者に係る司法関連の医学知識と技術について精通した医療関係者の在り方及びその養成のための施策の検討及び実施」という施策が盛り込まれているところである。
● PTSDに理解のある医師を増やしてほしい。(47)	既に犯罪被害者等基本計画 第2 1(1)において、「PTSD対策に係る専門家の養成研修会の継続的实施等」の施策が盛り込まれているところである。